（法第五条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第四条の二　前条の規定（第四号から第八号までを除く。）は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合について準用する。この場合において、前条第一号から第三号までの規定中「第五条第一項」とあるのは、「第五条第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　前条の規定により読み替えて準用する第四条第一号から第三号までに掲げる場合に該当した場合

（法第五条第四項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の四　（略）

（育児休業申出の方法等）

第五条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第六項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第七項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一～四　（略）

四の二　育児休業申出に係る子について、既にした育児休業申出がある場合にあっては、当該育児休業申出に係る育児休業期間

四の三　育児休業申出に係る子について、既にした法第八条第一項の育児休業申出の撤回がある場合にあっては、その旨

五・六　（略）

七　第四条各号（第四条の二において準用する場合を含む。）に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実

八　配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日又は一歳六か月到達日において育児休業をしている船員が法第五条第三項又は第四項の申出をする場合にあっては、その事実

九　法第五条第三項の申出をする場合にあっては、第四条の三各号のいずれかに該当する事実（法第五条第四項の申出をする場合にあっては、第四条の四の規定により読み替えて準用する第四条の三各号のいずれかに該当する事実）

十・十一　（略）

十二　法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該船員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

2　育児休業申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

（新設）

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（法第五条第四項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　（略）

（育児休業申出の方法等）

第五条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第六項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第七項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

五・六　（略）

七　第四条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実

八　育児休業申出に係る子の親である配偶者が法第五条第三項の申出をする場合であって、当該子の一歳到達日（同条第四項の申出をする場合にあっては、一歳六か月到達日）において育児休業をしているときは、その事実

九　法第五条第三項の申出をする場合にあっては、第四条の二各号のいずれかに該当する事実（法第五条第四項の申出をする場合にあっては、第四条の三の規定により読み替えて準用する第四条の二各号のいずれかに該当する事実）

十・十一　（略）

十二　法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該船員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

2　前項の育児休業申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一～三　（略）

3　（略）